

學小
日本修身書
尋常科
生徒用
卷七

檢定申請本

K120.1
31a
7

K120.1

31a

7

稲垣千穎編述

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷七

稲垣千穎編述

敬親

仁明天皇ニミヤウ、太皇太后タイクワタイコウカク宮ミヤ、冷泉院レイセンインに朝アサ觀ケンしたまふ
ごとに、必カナラマ輦ハルマよりおりて、歩アヒませたまひし、嘉祥カキヨウ
三年御朝觀の御時、太皇太后宮は、天皇の輦に御
しておはしまし、威儀イギを御覽ミせんとおほしめし
て、其の由を請アヒひたまひければ、如何ナニはせんと侍

稻垣千穎編述

小日本脩身書

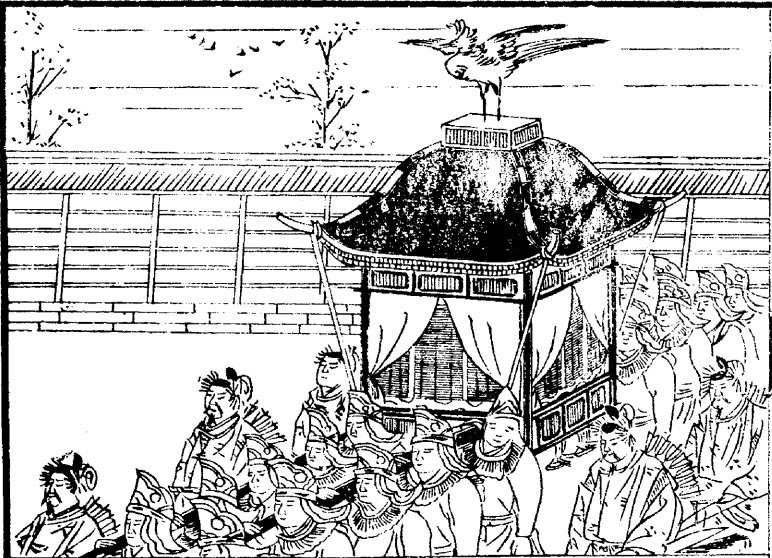
東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷七

稻垣千穎編述

敬親

仁明天皇ニミヤノミコ太皇太后宮タカヒメノミヤ小冷泉院コレイゼンインに朝觀アサミタビ一たまふ
ごとに、必輦マカヒよりおりて、歩ませたまひ一の嘉祥カシヨウ
三年御朝觀の御時、太皇太后宮は、天皇の輦に御
しておはしまし威儀イギを御覽ミタマヒせんとおほしめ
て、其の由を請ひたまひければ、如何はせんと侍



臣に問えせ賜ふに、皆、大
 後の仰のまゝに遊る、
 方、然るべく候えんと申
 一す、忽奉れど、天皇な
 ほ歩一て殿階を下り下り
 終りて、後輩に御一たまひ
 一かは、見奉る人々、至尊
 すら親を敬ひたまふこ
 とかくのおと一、實に孝
 は、上天子より、下庶人に

達する道なりとて、流涕一て感一奉れり、

親ヲ敬スル者ハ敢ヘテ人ヲ慢ラズ。

孝友

讚岐國寒川郡津田村の農定藏に女あり、名をみ
 よといへり、天性孝友の心深く、父定藏の死一て
 より後は、母に事へて、ますく孝愛をつくり、家素
 より貧一けれども、力を盡一て生業をいとなみ、
 己一身のはたらきを以て、母を養ふ、此ならん、
 弟と妹とをも、撫でいつくりむこと、さながら慈



母の稚子を愛育するがごとくなりければ、郷里の人一人として、みよの行を稱賛せぬはなかりけり、かくのごとくなりければ、地方官某此の村を巡視せしとき、金圓若干を授けて、之を賞せり、

惟孝ニ兄弟ニ友ナリ。

孝悌

備中國淺口郡柴木村の農甚介母に事へて、孝敬至らざる所なく、朝夕の食も、母未食せざれば、己も亦食せず、母食して後、欣然として始めて箸を下すを以て常とし、母寢小就きて、未熟眠せざれば、己も亦眠らず、夜明くれば、必自茶を煮席を敷きて、母の起くるを待てり、室内皆藁席なれども、唯一の藁席を設けて、母の座とし、甚介其の前小ありて、起居食息たゞ母の使令を承るまゝおせり、

事ありて市小往けば、歸る時、必魚菓の類を買ひ
 来りて、之をすむ、母年八十に至りて、顔容なほ
 衰へず、人その故をどへば、曰、甚介の我を養ふ、意
 の如くならざる事な、公侯貴人の母夫人と雖、
 恐らくはわが樂まは如あきらん、故を以て衰へ
 すと、甚介兄あり、父死する時、其の田畠を二分し
 て、兄弟に付せり、然るに兄は惰慢よりて、忽破産
 せんとしければ、辭を設けて弟の田と換ふ、然れ
 ども收穫の時、小至れば、甚介の得る所、却て兄よ
 りも多ありき、兄租を缺きて、吏に囚へらる、由て

錢穀を借りて、自救えんとすれども、貸す者なし、
 甚介之を憂ひ、先悉く己が蓄ふる所を出し、足ら
 ざる所を人に借らんと請ひければ、人々皆喜び
 て、之小應下けり、承應中國主池田氏、甚介を召し、
 褒めて甚介が有する田畠の租税は、子孫小至る
 まで、之を免せり、時小藩の諸士、汝が孝悌、何小由
 りて然るやと問ひければ、甚介曰、われ孝悌とい
 ふ事知らず、唯母食を甘んせざれば、我も亦食
 を欲せば、母寢に安んせざれば、我もまと眠ること
 と能はざるのみなりと、又兄の不良を問へば、彼

いまも必しも善ならざる小あらず、多病にして、事を勉むること能はざるなりとて、其の不良を覆ひ隠しけるとぞ。

孝悌ハ仁ヲスルノ本ナリ。

孝姑

江戸の人、河瀬外記の女はる女、繼母に事へて、孝なること實母のおとく、其の心を喜ばしむるを以て、つとめとしけるが、繼母死して後は、其の生む所の幼兒を養育し、家事ををさめて勉め勵め



り、はる女、後稻生恒軒に嫁して、柔順貞操のまことあり、嘗て、舅姑の大阪にて、安否を問ふこと怠らず、後淀に移りければ、已も江戸よりうつまり、此の時、舅は既小死しければ、姑に事へて、孝養至らざる所なかりけり、は

る女、まゝ祖先の祀に敬を盡し、忌日キニチは必キ、供饌キウケン香華カウカなど、みづゝら取りまかなひ、まゝ時トキとして、人より珍菓チンカなど贈らるゝ事あれば、まづ之を祖先舅姑の靈レイに供するを以て、常のならひとせり、然まども親戚の忌日キニチは、心小悼オソシみ慎むのみにて、之を祖先舅姑の祀にはひとくせずして、曰、人の婦たる者は、まさ小斯く有るべきなりと、

女子ノ舅姑ニ事フル。敬ハ父ト同ジク。愛ハ母ト同ジクスベシ。

婦 德

はる女は、たゞ父母舅姑小、孝なまゝのこふあらず、慈愛の心深くして、人の爲に、益ある事といへば、力を盡して、勞をいとはず、其の婢僕に對するまも、信實を專として、恩惠を加へければ、みな喜びて仕へけり、はる女まゝよく女工の事コトをわたりて、裁縫の如きは、聊も人手をからず、皆己ミが務とせり、又讀書手跡も、人にすぐれければ、日々往復フクの書信シヨウシンより、貨物の贈餽ソウケツ、衣服の調製テウサイまで、仔細サイジ



に簿冊ホツ小記して、少チも遺ウツすことなありけり、はる女不幸にして、五歳の時に、生母を喪ひければ、其の言行事蹟を知らざるをうれひ、詳しく人に問ひ尋ねて、之を筆記し、輯めて七巻となし、かよそ女子たる者の父母舅姑に事ふる心ばへより

身を脩め家を治むる道に至るまで、悉くこま小載せしり、其の子弟を教訓するに、力を盡せることは、さらにも言まじ、常小交る所の友小至るまで、善あれば限なく喜び、不善あれば之を戒め諭せり、元禄八年死しけるが、豫め詳小後事コトを記しおき、其の子妹にわかれを告げて、遺せる書中には、殊小脩身シウシン齊家セイカの肝要なることを記して、教をのこしけるとぞ、

女ハ貌カネテヨリモ。心ノ優マサレルコソ。愛メダカルベケレ。

信義

勤王を以て世に聞えたる、高山彦九郎正之は、も
 と上野の人なり、其の京都に在る時、關東大に饑
 饉して、盜賊諸所に蜂起しけるが、上野もまよ此
 の害を被れるを聞き、大に憂ひ、歸りて之を鎮
 めんとせり、正之の友に、江上關龍といふ者あり、
 劍道の師なり、正之此の事を以て關龍に告ぐる
 に、關龍俱小赴きて、助けんとせり、あども、正之肯
 らざりけり、かくて正之は、京を出で、ひたすら道
 を急ぎて、夜半板橋驛に着き、橋の上に男二



人卧せり、橋幅狭ければ
 此の男を踏まざまば渡
 る事能はず、正之少一た
 めらひ、途上に卧す
 へ、非、彼小ありと思ひ定
 めて、之を踏越江に、彼
 の者大に怒り、刀を抜き、
 追ひ、斬りて斬らんと
 す、正之ふり、大喝
 して、之を叱しけるに、彼

の者怖れて、敢へて迫らざりしかば、正之なほ道を急ぎつゝ行くに、とある旅塵リョウテンに、關龍其の弟子と共ふ憇やすみひ居たりけまば、大小怪ヤドヤきて、仔細を問ふに、君の獨赴ひとりくを心許ココロモトなく思ひ、道を異にして赴きたるを、上野の賊は、既ふ平ぎし故、歸り来れりと答へければ、正之其の厚誼コウギを謝志アソギ、相伴トモひて江戸に歸れり、

良友ハ吾ガ身ノ寶ナリ。

厚誼

豊臣氏、朝鮮チウセンを征する小方りて、日根野高吉ヒネノタカキチといふ人、三好新右衛門ミヨシノウヱモンを以て、黒田孝高クロダタカカより、銀百枚を借り、之を以て軍資グンシに充て、役に從へり、歸るよおよびて、謝禮シヤレイせんとして、銀を懐タカよして、三好と共に、孝高の家に至れり、孝高出で接して、其の無事に歸朝せしを祝し、家人を呼びて曰、先刻他より賞ウケひし鯛あるべし、彼を三枚におろし、其の骨の處を羹アゲモノにして酒を脩スベめよと、既ふして膳至れり、日根野等二人、心ココロひそかに之を鄙ヒソカみ、饗應ウケの疎なるを怒れり、さて懷中せし銀を出し、返還して、

貸與の厚意を謝し、別に利子の意もて、銀若干を添へて出さけるに、孝高取らずして、吾が足下に
 出銀せし、軍用を足さんとてなり、決して貸したる小あらぬを、返金を受くべき理なりとて、た
 し戻し、かば、二人は、再三之を強ふれども、終に受けざりければ、大小先に心小鄙みしと耻ぢ謝して立去れり、

利ヲ後ニシテ。仁ヲ先ニス。

清廉



山崎闇齋の門人にて高足の間あり、佐藤直方といふ人、私塾を江戸に開き、講誦を以て業とせしが、家甚貧乏ありけり、其の門人なる、會津の家老某ある時、金百兩を懐にして師の家小いとり、そ一家計困難なるが如き口氣あらば、直に之を

呈して救えんと思へり、然るに直方、語少しも生計の事に及むば、一心に學業の事のみを談ぶるを以て、其本意なくして、其の日は歸りけるを、後二三回訪ひてうかゞへども、何時も鄙劣なる語を出さざるを以て、其の事終に思止れり、後閻齋此の事を聞傳へて曰、直方小於ては、たとひ某の幾百回足を運ぶとも、其の様なる事を言出はば、き折は、決してあるまじきなりと、

貧ナリト雖。濫ルコト勿レ。

勤 儉

むらゝ下野國鹿沼町に住せし一老人、其の家の門前を流る、小川に、柵をなして、流れ止る朽木枯木と取至集め、日にかわゝし置きて、家内湯浴の燃料は、終身之を用ひけるを、此の老人よるづよ意を用ひて、儉素を旨とし、他人は廢物として棄つる物も、此の老人は、之を利用せる方法を考へて、一も無益小棄つること、ては、無ありけり、此の如くなりければ、其の家は、漸く大福を來し、其の子孫には、博學能文の者も出で、君子長者



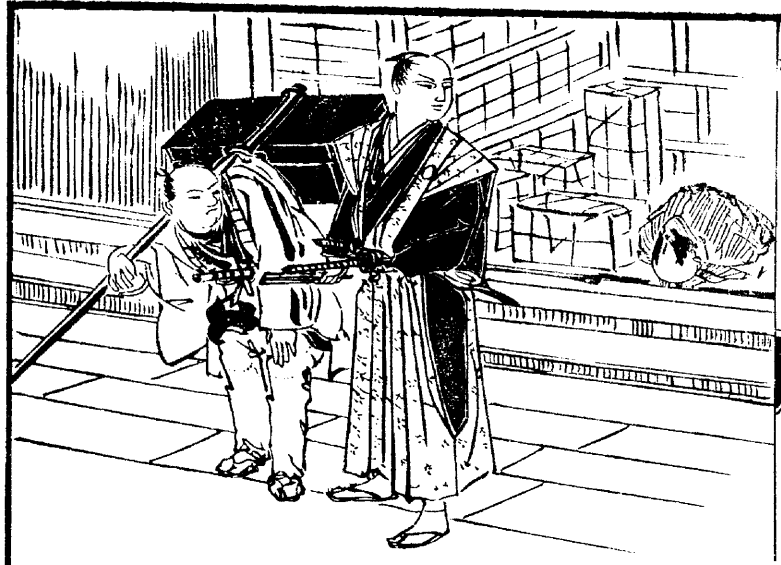
の風ある人も生じたり、
 又武蔵國本莊に住せし
 老人は、終身其の家の前
 なる馬糞を拂ひ取りけ
 るが、此もまた、後には富
 豪の家となりて、子孫に
 は、學者才子も、多く出で
 けるとぞ、此べて富榮を
 成すは、勤儉よりして、縝密
 なる氣象ある者よあら

ざれば能はざることを、此の二人の行事を以ても
 知るべきなり、

塵積リテ山ヲナス。

忍辱

或る藩の士平澤某といふ者主人より命ぜられ
 たる晴の使者にて、外出せし時途中なる町家の
 二階より唾を吐きたるものありけるが、其の唾、
 生憎に某の禮服にあり、至ければ、從僕大に怒り
 唾せる者を捕へて、辛き目見せんと騒ぎ立つと



某た一とゞめ其の家の
 片端^{カタヘ}を暫時借り、用意の
 着がへを、取出して着る
 小家の者皆出で、鹿^カ忽^ト
 を謝されば、某あへて咎
 め、只向後を御注意あ
 れと、心添^{ココロ}して立ち出で
 ぬ、さて僕は、怒なほやま
 ずして、如何なれば、かば
 りの恥辱^{チジツ}を、事ともせ

ずして忍び賜ふをやと問ひければ、今日は大切
 なる主用のあれば、私の事まで、際^{キマ}どる事かなま
 げとのみいひく、顔を和けて過ぎ去れり

和ゲバ仇ナク。忍ブレバ辱ナシ。

救濟

或る年、細川忠興の領國に、大饑饉ありて、五穀實
 らず、食物乏^ツき、爲小、士民口を糊^コまると能
 かず、往々^{ソウソウ}死小至る者あるに至れり、忠興大に之
 を憐^レみ、秘藏^{ヒツカウ}の寶物を賣拂ひ、其の代金を以て穀

小 日本書紀 卷一 賦 義 堂 齋 版



を買ひ來るべしと命ぜり家の者大小驚きて彼の寶物は御先祖より御代々御讓の品なれば御賣拂の事然るべからずと言ひしにたとひ先祖傳來の品なりとも人の命はかへ難ければ成るかぎりは多く賣拂ひて金を多く得よと言渡

一、貴重キチヨウの品ども、惜氣シヤクキなく皆賣盡し、其の金を以て、米麥豆粟タイセツの類、人命を繋ぐに必要の物を、多く買入れて、國中の饑民小施しければ、數萬の人々之ふよりて生を保つことを得たり、

蠟燭ハ。我が身ヲ減シテ。他ヲ燭ス。

慈善

羽前國平山村ウゼンノヒラヤマに、青木善七アヲキセンシチといふ者あり、父もまた名を善七といへり、天保四年テンポウの凶荒キウカウに、村内の民に、米穀を施して、危急を救ひしこと、最多あり

一人なり、其の頃今の善七は、いまど十七歳なり
 一ふとも、父に似て、天性物を憐む情深く、まふ父
 の教訓をよく守りて、月毎に父より受くる小遣
 錢を、一錢も濫ふ費さず、悉く貯へ置きて、窮民を
 助くるなど、少年よりは珍しき行なりと、其の頃既
 小近村小稱譽ありけ、後父歿し、老いし母の
 残れるは、多病にて、飲食起卧し、至るまで尋常の
 人と違へる事ども多るれども、善七、命を待し、
 意ふ先づちて用をなし、けまば、母痛く喜びて、母
 子の間、殊小むつまじりあり、さるよりて、舊

藩の時より撰抜せられて、村役人となり、引續き
 維新の際には副戸長となれり、善七職務に勉勵
 し、孝悌をすし、貧窮を恤み、一村の民を、皆我が
 子弟の如く撫育し、けまば、村民も亦父母の如く
 慕へり、村人彌惣といふ者、納租に苦むを憫み、金
 十七兩を他より借り與へて、之を代贖し、與左衛
 門といふ者は、代りて租米二石五斗を納め、卯
 右衛門といふ者に、金三兩を恵みて、其の家屋の
 修繕を助けなど、慈善の行、擧げく算る可らず、善
 七固より富家ならざれば、其施せる所さして

多一といふは非れど、安政六年のころより、明治五年まで、十四年の間に、人を救へる事上の三人を除きて、米二十五俵、錢七百貫文に及ぶり、

剛ヲ以テ人ヲ服スルハ。仁愛ノ深キニ如カズ。

勸農

青木善七は、たゞ孝悌慈善の行あるのみならず、又よく農事を奨勵シマウレイせし人なり、其の村役人となるよ及び、常に村内公共の利益を起さんことを考へ、慶應二年に、金八十兩を出して村役場を預



けて、潤農金と稱し、利子を低くし、貧民に貸し與へて、農業を勧め、課し、老年小至るまで、ふは、二百兩も満たさんとせしむ。後數年にして、既し二百餘圓の資金となりければ、貧民勸業の資本として、今は一村の潤澤一方ならずといへり、善七

又思へらく、ヤウヤウ養蠶は、我が國第一の産物なれば、之を勸めて國益を起さんと、村民を勵まして、クワハク荒廢の地を鋤し、桑苗を植ゑしめしより、年毎小桑田開けて、今は一村盛し之を業として、饑寒にせまる者無きに至るけるとぞ、

國ニ益アルヲ務メ。人ヲ濟フコト有ルヲ務メ

ヨ。

興産

幕府に仕へて、シヨモツ書物奉行たる者、アラキ青木昆陽といふ



人あり、其の學專實際小適することを求めて、徒に空理を談ずるを好まざる人なり、或る時、ト徒流刑の制を見て、歎いて曰、シマナカシ凡罪科有りて、ツミトカ罪死小至らざる者を、島地小流すは、其をして餘生を樂ましめんと、の爲なり、然るに其の流さるる所

小 繪本 卷之七

七 成美堂藏版

の嶋多くは五穀を産せず、僅に海物もくは木實によりて、命を繋ぐも、是すら四時これ有るに非ず、故小往々餓死する者あり、甚痛まき事なり、たゞ島地の乏ならず、中土に於ても、時々饑饉至りて、五穀の欽乏ケツバフすること有り、此の際に於て穀を補ひて、生活フツクを助くるもの無くばある可らず、思ふに甘藷カンショ小くものなるらんと、乃幕府に建議し、種サツマイモを薩摩より取りて、植ゑ試みに、收獲シウカク甚よろしかりければ、甘藷培養法バイヤウホフを、誰ツクリも讀み易ツクリある處カク、書き認めて出ツクリけるを、幕府板カク彫

呈て摺本とし、之小種を添へて、諸國諸島に送附せしに、昆陽の計畫果して空しからず、追々各地に蕃殖ハンシヨクして、穀小次ぎて、貧民を養ふの一大要品となれり、

進テ公益ヲ廣ム。

技藝

太田持資モチスケ、タカガリ鷹狩に出で、途まで雨降呈来けまばとある農家小立寄りて、簀シを借らんことをこひしに、若ワカき女の、何とも物はいまばりて、折しも



春の半まぎなりけまば、
 咲き亂れたる庭の山吹ヤマブキ
 を、一枝折りてさし出せ
 り、持資は、花を求むるに
 あらばとて、いと不興フキヨウ
 て歸れり、後此の事を人
 に語まけるに、其は、
 七重ハ重花はさけど
 も、山吹のみのみとつだ
 に、無きぞ悲しきといふ

古歌によそへて、家貧くして、簞一も無きよゝを、
 わびたるならんといひけまば、持資大に驚き、我
 が學問の淺きを、いたく恥ぢて、之より和歌のま
 なびに心をよせけり、

技藝ナケレバ。事ニ通ゼズシテ。其ノ徳助ナシ。

恪勤

左大臣藤原在衡アリヒラ公は、才學は、さして人に優また
 るまは、あらざれども、萬ヨロシにつきて用意深あり
 人にて、毎日朝參ごとに、いつも車中にて、書を讀

み、よく記臆せられし故、帝の問もせたまふ事を
 ば、過らず御答申されけり、又公は極めて勉勵に
 して、職亦在重し間、一度も朝參を廢せられしこ
 となありけり、或る日、風雨烈しくして、途の往来
 のとだゆるばありなりけれバ、内裏の衛士ども
 いかに公もて、今日はやも參らるまふと、いひ
 あへる、詞もいまだ終らざるに、公篋笠に身を覆
 ひ、深沓はきて、歩しつゝ參内せられけまば、人皆
 驚きて、其の恪勤を稱賛しけり、
 夙夜懈ラズ。以テ一人ニ事ル。

報恩

東京淺草猿屋町に、石井仁三郎といふ者あり、あ
 る日、其の亡父の爲に法會を執行せしをり、一老
 人來て、仁三郎に會ふんことを求めけり、仁三郎
 之を延き見しに、老人はたちまち涙を流して、老
 夫は、昔年此の近隣に住みし某なり、少ありし時、
 放蕩にして産を破り、父の不興をうけて、一身を
 寄はる所を失ひ、つひに饑寒にせまりしに、尊父
 君見れをあまきみて、物をたまひ、人の人たる道

を諭したまひしこと屢なりき、後常陸の水戸に
 流寓して、備に辛苦をなめつくし、大に往年の非
 を悟り、深く大人の恩に感して、刻苦勞働し、夜以
 て日につぎしほどに、後子は、やゝ人らしき生活
 を爲はしことを得るに至れり、然まども我が父母
 は早く既に世を去りたれむ、其の過を謝するす
 べなしたる、尊父君のなほ壯健なるを聞きて、一
 たび見えて、昔日の洪恩を謝せむやとて、かく訪
 ひ來たれりといへり、仁三郎其の志の篤きを稱
 して、今日へ亡父の忌日なるよしを告げ、れむ、

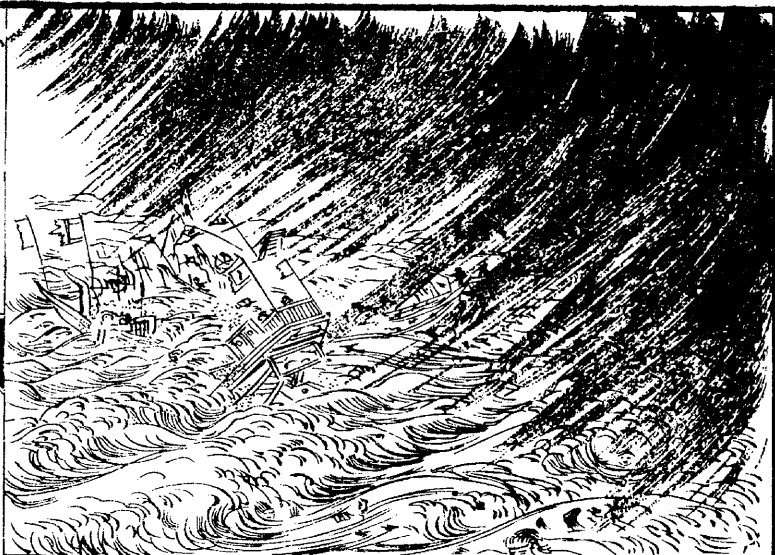
尊父君も、世でふ世ふなき人となりたまひしや
 とて、まゝく悲歎せしが、やがて佛壇を拜し、悄然
 として辭し去りけり、其の後幾日も經ざるほど
 に、手づから耕し獲たるものなりとて、數苞の米
 を送里來しけり、

恩ハ借金ノ如シ。返却セズバ有ルベカラズ。

愛國

後宇多天皇の御時、元主忽必烈、朝鮮人により書
 を朝廷に奉りて、好を通せんことを求む、朝廷之

を鎌倉に下して議せしめたまふ、鎌倉執權北條時宗トキムネ書辭の無禮なるを怒りて許さず、是より後使來ること前後六回不及びも、皆拒ぎて納れざりき、去る程に、元兵二萬ばかり來て壹岐對馬を侵しけるに、時宗令を鎮西チンサイの諸將に傳へて、之を拒ごしめしむるに、元兵敗走せり、既にして元使九人長門小來り、留りて去らぬ、強ひて我が報を得んことを乞ふ、時宗之を鎌倉に斬り、北條實政サネマサを鎮西の探題タンダイとし、東兵を遣して、京師を守護せしめ、太宰府の水城スヰシヤウを築き、費を省き、奢を禁じて、



兵備を嚴しせり、弘安四年、元主夏貴カキ、范文虎ハニウ等將とし、兵十餘萬、戰艦千餘艘、海を蔽ひて寄せ至イクサマデまり、實政將士を督し、力戦して之を拒ぎけまば、敵兵岸小上ることを得ず、退きて鷹島トウジマに據まり、七月晦日、會大風雨あり、敵艦を沈め、我が兵勝

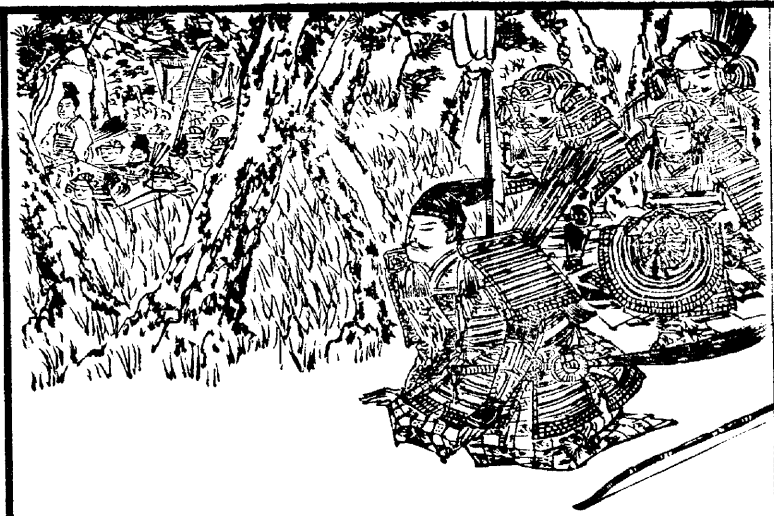
つゝ乗ト、撃て之を殲せり、十萬の元兵、生きて還ること得しは、僅に三人のみなりき、是より元主まゝ我の邊境を窺はずなりぬ、

國ヲ愛スルハ。家ヲ愛スルガ如クナルベシ。

忠誠

元弘元年、後醍醐天皇、北條高時の兵を避けて笠置山に幸し、楠正成を行在に召して、討賊の事を任ト賜ふ、正成勅を奉ト、臣未死せざるの間は、聖慮惱したまふ事勿きと、拜辭し、還りて、赤坂に城

けり、兵僅に五百、城いまだ全からざるに、賊の大軍笠置を陥き、勢に乘トて、雲霞の如く攻め至る、正成謀を以て戦ふ毎に、皆勝たざるは無し、然まども、圍久しくして糧竭くるを以て、潛に金剛山に逃き、同トき二年、湯淺定佛を赤坂城に攻めて之を降し、其の兵を併せて、進て和泉河内を徇へ、隅田、高橋、宇都宮等の諸賊を破り、金剛山に還至、千劔破り城きて之に據まり、同トき三年、賊兵八十萬來攻むれども、正成千餘人を以て、克く拒ぐを以て、賊遂に抜く事能はず、會新田義貞攻めて



高時を滅し、天皇もまよ
 隠岐より京師に還幸し
 賜ふ正成兵庫に奉迎す
 天皇親しく勞ひて、大業
 の速に成れるは皆卿が
 力なりと、宣せ賜ふ、正成
 拜謝して曰、陛下の威靈
 に頼らずんば、臣何を重
 圍を出で、今日有るこ
 とを得んと、延元元年、足

利尊氏反し、西國の大兵を率ゐ、海陸並進て、京師
 を侵さんとす、正成賊を避くるの策を奏すまじど
 も、納まらまじず、兵庫に遣して之を拒ごしめらる、
 正成乃死を決して、關を辭し、櫻井驛に至り、思ふ
 やう有りとして、子正行を誡むるに、勤王討賊の事
 を以てして、河内に歸し遣し、進て湊川小至り、賊
 將尊氏直義等と血戦すること數十合、身十餘創
 を被る、乃走せて民舎に入り、顧みて弟正季を謂
 て曰、死に臨みて念慮如何と、正季曰、願くば、七た
 び人間に生れて、國賊を滅さんと、正成欣然とし

耦刺して死せり、正成年四十三、正季は三十二なり、一族十六人、殘兵五十餘人、皆之ヲ殉せり、天皇追悼して、正三位左近衛中將を贈りたまひ、明治五年、詔して湊川神社を建て、之ヲ祀り、別格官幣社に列せらまき、十三年に、正一位を贈り賜ふ、元祿中、徳川光國卿碑を墓畔ハカノホトリニ建て、題して曰、嗚呼忠臣楠子之墓

臣ノ君ニ事フルハ、當ニ忠ヲ竭シ誠ヲ盡スベシ。

租 税

我等日本人民は何よりて、安全に此の世にありて、父母ノ事へ、兄弟にいたし、み、朋友にまじはり、業を營み、職を務むることを得るや、此の事よく心得ずばあるべからず、我等が此の世にありて、安全なることを得るは、政府の保護あるに依り、政府は、諸官衙クワンガを設け、文武百官を備へて、人民の性命財産セイメイサイサン、および權利ケンリを保護せらるゝは、言を待たず、公益を謀り、公害を除き、善人の爲に不善人を罰するなど、其の事業極めて多く、隨て其

の費用を要するが故に、國民たるものは、家産の
 多寡に應じて、租税ソノイを納めて、其の費に供せずば
 あるまじき事にて、之を國民の義務といふなり、
 下ヲ以テ上ニ奉シ。公ヲ先ニシ私ヲ後ニスル
 ハ。民ノ職ナリ。

小
 學
 日本修身書卷七 終

明治二十五年五月五日出版
 明治二十五年九月廿八日印刷
 明治二十五年九月廿九日訂正再版

定價金七錢五厘

著作者

稻垣千穎
 東京市下谷區仲徒町三丁目廿二番地

發行兼
 印刷人

三浦源助
 岐阜市米屋町廿二番戸

版權所有

發賣所

成美堂支店
 東京市日本橋區本木町壹丁目

發賣所

石井鈎三郎
 大坂市東區備後町四丁目

